⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成22年10月５日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7　特定建設工事共同企業体としての資格

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合せとする。

ア　装備施設本部長から管工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ　装備施設本部長が算定した管工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,100点以上であること。

ウ　申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、南関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（施本第1605号。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　平成７年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、延べ面積が１棟当たり15,000㎡以上の建物の機械工事（空気調和設備及び衛生設備を含む）を施工した実績（共同企業体の構成員であった実績を用いる場合は、出資比率が20%以上であったものに限る。）を有すること。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

イ　建設業法の管工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ウ　管工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者の要件　代表者は、管工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8　上記7⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記7⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記7⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了していないとき又は上記7⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記7⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし当該工事の請負者以外の者にあっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11　その他

⑴　共同企業体の名称は、「相模原米軍（H22）低層住宅（0022）新設機械工事○○○建設・○○○建設・○○○建設建設共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成 22 年９月 15 日

契約責任者

日本郵政株式会社代表執行役社長

齋藤　次郎

◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等特定役務及び数量

総合人事情報システムおよび財務総合情報システム機器・ソフトウェアの保守委託　一式

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成22年10月６日午後５時

⑵　意見提出先　〒105―0003 東京都港区西新橋一丁目２番９号日比谷セントラルビル５階

日本郵政株式会社システム部門システム基盤開発部　担当　原　　務　電話03―3504―4814

3　仕様書案の交付

⑴　交付期間　平成22年９月15日から平成22年10月６日まで

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ

4　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Entrust the maintenance of the General Personnel Information System and the Integrated Accounting and Procurement System

⑶　Time limit for the submission of comments : 5 : 00 PM 6 October 2010

⑷　Contact point for the notice : Tsutomu Hara, IT Systems Division, System Infrastructure Development Department, Japan Post Holdings Co., Ltd, 1―2―9 Nishishinbashi Minato-ku Tokyo 105―0003 Japan. TEL 03―3504―4814

随意契約

随意契約に関する公示

次のとおり随意契約について公示します。

平成 22 年９月 15 日

支出負担行為担当官

特許庁総務部会計課長　寺嶋　　充

◎調達機関番号　019　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等特定役務及び数量

共通管理システム（給与システム）の改造（平成22年８月人事院勧告対応）一式

2　随意契約の予定日　平成22年10月４日

3　随意契約によることとする「政府調達に関する協定」の規定上の理由　b「排他的権利の保護」

4　随意契約を予定している相手方の名称

株式会社日立製作所

5　担当部局　〒100―8915 東京都千代田区霞が関３－４－３　特許庁総務部会計課契約第二班　契約第五係　中井　　要　電話03―3581―1101 内線2215

6　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Improvement of the Salary system 1 set

⑶　Expected date of the contract award : 4 October, 2010

⑷　Reasons for the use single tendering procedures as provided for in the Agreement on Government Procurement : b “Protection of Exclusive Rights”

⑸　Contact point for the notice : Kaname Nakai, 5th Contract Unit Section, Budget and Accounts Division, General Affairs Department, Japan Patent Office, 3―4―3 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8915 Japan. TEL 03―3581―1101 ext. 2215